お知らせ

帯状疱疹ワクチン接種助成事業

令和６年７月から帯状疱疹ワクチン接種費用の一部を助成します。予防接種法に基づかない任意の予防接種となりますので、かかりつけ医にご相談のうえ、予防接種による効果や副反応など十分にご理解いただいた上で、接種の判断をしてください。

■帯状疱疹とは
帯状疱疹は、多くの方が子どものときに感染する水ぼうそうのウイルスが原因で起こります。治ったあともこのウイルスは神経節に潜んでいるため、ストレスや過労、病気、加齢など免疫力が低下した際に、再び活性化して帯状疱疹を発症します。発症すると、体の片側一側にピリピリとした痛みが現れ、その部分に赤い発疹がでてきます。日本では 80 歳までに約３人に１人が発症するといわれており、皮膚症状が治ったあとも、50 歳以上の約２割の方に帯状疱疹後神経痛（PHN）と呼ばれる長い痛みが続くことがあります

■対象者　訓子府町に住民登録があり、接種時点で満 50 歳以上の方

■実施医療機関　訓子府クリニック（住所：東町 383 番地　☎ 47-3311）

※直接、訓子府クリニックに予約してください。

■ワクチンの種類・費用
ワクチンは２種類あり、接種方法や回数などに違いがあります。助成制度の利用はどちらかのワクチン１種類かつ生涯１度限りとなりますのでご注意ください

※接種時に助成額（接種費用の２分の１）を差し引いた自己負担額を医療機関でお支払いください。

ワクチンの種類	帯状疱疹ワクチン	水痘ワクチン
接種回数	２回（筋肉注射）	１回（皮下注射）
助成額（自己負担額）	12,000 円（税込）×２回	4,000 円（税込）
予防効果	90%以上	約 50%〜60%
持続期間	９年以上	５年程度
副反応	接種部位の痛み、腫れ、発赤	

■問合せ　福祉保健課健康増進係（☎ 47-5555　総合福祉センター　窓口７番）

令和６年度新たに住民税非課税または住民税均等割のみ課税となった世帯に対する給付金のお知らせ

物価高騰による影響を受けている方々の生活を支援するため、令和６年度新たに住民税非課税または住民税均等割のみ課税となった世帯へ給付金（１世帯当たり 10 万円）と、子ども加算給付金（18 歳以下のお子さま１人当たり５万円）を支給します。

■給付金の手続き
確認書または申請書にご記入の上、添付書類とともに郵送または福祉保健課窓口に提出してください。（令和６年度住民税課税状況により給付金の対象と思われる方に７月中旬以降に案内を送付します）

※詳細が決まり次第、町広報、町ホームページ、SNS などでお知らせします。

■注意事項
令和５年度の住民税非課税世帯への給付金（１世帯当たり７万円）、または住民税均等割のみ課税世帯への給付金（１世帯当たり 10 万円）を受給された世帯（未申請の世帯や受給を辞退された世帯も含みます）は、給付対象外となります

■問合せ　福祉保健課社会福祉係（☎ 47-5555　総合福祉センター　窓口７番）

お知らせ

国民健康保険（国保）の保険証を８月に更新

国民健康保険（国保）の保険証を８月に一斉更新します。
現在お使いの国保の保険証は、令和６年７月 31 日まで使用できます。
７月中旬以降に自宅へ簡易書留で郵送しますので、ご確認をお願いします。
新しい国民健康保険の保険証は緑色です。
※７月に新しい保険証をお送りしますが、その際に個人番号下４桁を改めてお知らせしますので、お持ちのマイナンバーカードや通知カードに記載の番号と相違がないか、ご確認ください。

入院・外来で医療費が高額になる場合は限度額適用認定証の申請を

国民健康保険（国保）に加入している方は、入院時に「限度額適用認定証」（70 歳未満課税世帯の方、70 歳以上 75 歳未満現役並み所得の一部世帯の方）および「限度額適用・標準負担額減額認定証」（非課税世帯の方）を提示することにより、医療機関での支払額が、高額療養費の自己負担限度額までとなります。

限度額適用認定証の交付を希望される方は、福祉保健課医療給付係窓口で申請してください。

※町民税非課税世帯の場合は、入院時の食事代が減額されます。

※すでに交付を受けている方も有効期限は令和６年７月 31 日までとなっています。８月以降有効の限度額適用認定証を希望される方は、あらためて申請が必要です。

■申請受付　７月 22 日㈪から

■申請に必要なもの　印鑑、マイナンバーカードまたは写真付き身分証明など

マイナ保険証を利用すれば、事前の手続きなく、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。
限度額適用認定証の事前申請は不要になりますので、ぜひマイナ保険証をご利用ください。

重度心身障害者医療費・ひとり親家庭等医療費・子ども医療費受給者証更新のお知らせ

現在交付している各種医療費受給者証の有効期限は、令和６年７月 31 日までとなっています。

８月以降の受給者証は７月下旬に発送予定ですが、次の事項に該当する方は７月中旬までに届け出をしてください。

○転入された方
令和６年１月２日以降に訓子府町に転入された方は、前住所地の市区町村から生計維持者の「令和６年度所得課税証明書」を取り寄せていただく場合があります

なお、非課税世帯（世帯全員が住民税非課税）として認定を受けるためには、世帯全員の所得課税証明書が必要です

○健康保険に変更があった方
各種医療費助成の対象になっている方で、健康保険に変更があった場合には、速やかに届け出をしてください

○生計維持者に変更があった方

○父子家庭の方
「ひとり親家庭等医療費助成」の対象となります

■問合せ　福祉保健課医療給付係（☎ 47-5555　総合福祉センター　窓口７番）